

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
ように改正する。

令和2年6月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧  
島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運  
営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（提案理由）

令和2年4月1日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚  
生労働省令第63号）が改正され、放課後児童支援員認定資格研修の実施に係る要件が改め  
られたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。